予算配分決定文書不存在非公開決定審査請求事案（番号34）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査会の結論 | | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和２年10月12日 |
| 請求内容 | 府立○○高校について   1. 天井裏にアスベストがあると事務長が認識していた事実が分かる文書 2. 天井裏にアスベストがあると校長が事務長から伝聞した事実が分かる文書 3. 新型コロナ対策学校再開支援事業費の予算内訳を決定した経緯がわかる文書 4. 新型コロナ対策学校再開支援事業費として執行する「モニター55インチ」および「モニタースタンド」が誰の発案であるのかわかる文書   ５．新型コロナ対策学校再開支援事業費として執行する「モニター55インチ」および「モニタースタンド」の購入に賛成した者が誰であるのかわかる文書  ６．令和４年度入学生のカリキュラム  ７．上記６．のうち、「歴史総合」が３年生に組み入れられた経緯がわかる文書  ８．必履修科目が３年次にあることによって発生するデメリットがわかる文書  ９．上記８．について議論された記録  10．当該校長が職員の病状を聞いて複数回におよび笑った事実がわかる文書  11．上記10．について、当該校長が職員の病状を聞いて複数回におよび笑うことができる根拠  12．上記10．の行為がハラスメントにあたらない根拠 |
| 実施機関  の決定 | 令和２年10月26日付け教高第2782号による不存在非公開決定。  【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】  本件公開請求に係る行政文書は、作成していないため、管理していない。  【備考】  　この決定は、本件請求文書のうち「３．４．５．６．７．８．９」に係る分です。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和２年11月５日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書３．ないし５．について、府立○○高校校長は「みんなに聞いて決めた」と発言したことが確認されているため、その際の文書が存在することは自明である。  請求文書６．について、当該校の教育課程検討委員会で資料が作成されているため公開すること。  請求文書７．について、当該校は○○にも関わらず歴史総合を３年次に配置することで、歴史系科目が他に一切開講できないことを了承した経緯が存在することは自明である。  請求文書８．ないし９．について、上記７．によるメリット・デメリットの検討を行い、バランスを考えて決定した旨を教務部長から確認しているので、その経緯が存在することは自明である。  よって不服とする。 |
| 弁明書 | | 請求文書「３」「５」について、本件は、会議の際、口頭にて組織の決定をしたものであるため、審査請求人が求める文書は作成しておらず、管理していない。  請求文書「６」「７」について、令和４年度入学生の教育課程は令和３年度に府教育庁へ届出をすることとなっており、非公開決定時点において、文書は作成してお  らず、管理していない。  請求文書「８」「９」について、作成しておらず、管理していない。 |
| 判　断 | | １　本件請求３、４及び５について  　　府立学校は、予算が配当された後は、校内の予算委員会において各分掌及び各教科から必要な予算額の提出を求め、学校経営計画の達成のために必要な備品や教材等の確保の優先順位を明らかにするため、各分掌及び各教科間において口頭で調整し、仮の予算内訳が作成される。なお、実際に予算を執行するにあたっては、個別に、校内での決裁が必要となる。  　　これは、新型コロナ対策学校再開支援事業費のような、臨時で配当される予算であっても同様であるところ、会議において、当該予算をどのように執行していくかについて議論し、方向性を組織として決定したとしても、具体的な執行に際して、個別に校内での決裁が必要となるものである。当該議論の過程について、文書の作成までは不要と考えた実施機関の説明に不自然なところはなく、文書が存在しないことは不合理ではない。  ２　本件請求６について  　　大阪府立学校の管理運営に関する規則第８条第１項は、「校長は、教育委員会が定める教育課程基準その他の方針に基づき、翌年度の教育課程を編成し、毎年３月31日までに教育委員会に届け出なければならない。ただし、次の事項については、あらかじめ教育委員会と協議の上、届出前に承認を受けなければならない。（各号省略）」と規定している。  府立高校は、実施機関に対し、毎年度、入学生のカリキュラムを提出しているが、本件請求時点において、府立○○高校で、同項ただし書にあるような、在校生徒に対する教育課程の変更等の特殊な事情は生じておらず、本件請求６に係る行政文書が作成されていないことは想定できるところであり、不合理ではない。  ３　本件請求７から９について  教育課程の編成について、実施機関は、「大阪府立高等学校教育課程基準」の第１　基本的事項において、「１　府立高等学校の教育課程は、この基準（以下「府基準」という。）に基づいて編成するものとする。」と規定しているが、教育課程の編成は、各府立高校の特色を反映させることが認められている。  すなわち、教育課程は、一般的には、各教科から代表１名の教諭が、各学年における各教科の時間数について協議、調整を行い、次に各教科の教諭の間で、いずれの年次において、どの履修科目を実施するのか、効果的な学習を行うにあたってのメリット及びデメリットを踏まえて協議、調整を行い、最終的には各府立高校の校長の判断により確定されるものである。  確定した教育課程は、文書化されるものであるが、編成における協議の内容、 |
| 判　断 | | 経過等は、その必要性を判断して作成されるものであって、必ずしも文書化しなければならないというものではなく、文書が存在しないことは不合理ではない。  ４　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | | ・令和２年10月12日　　同日付け公開請求  ・同月26日　　　　　 不存在非公開決定  ・同年11月５日　　　　 審査請求  ・令和３年３月31日　 弁明書  ・同年７月12日　　　 諮問 |